

ユーアイクラブ規約

令和3年3月1日版



ユニーグループ総合福祉センター

ユーアイクラブ

目 次

ユーアイクラブ規約	1
慶弔見舞制度運営細則	13
ホームヘルパー制度運営細則	17
高齢者医療保障補助制度運営細則	19
特別会計「ユーアイ基金」管理規則	23
レクリーダー制度運営細則	25
サークル活動援助制度運営細則	29
ユーアイ年金制度運営細則	33
遺児育英年金制度運営細則	37
休職者見舞金制度運営細則	41
人間ドック補助制度運営細則	45
財産形成制度規程	49
財産形成給付金規程	57
持家融資規程	61
共済融資制度規程	65

ユーアイクラブ規約

ユーアイクラブ規約

前 文

企業と、企業に働く従業員は、共通の目的を持った人間集団であり、仕事を通じて社会へ貢献するとともに、個人が人間として成長すべき場であり、相互に信頼と愛情によって固く結ばれた集団でなければなりません。

企業内福祉は、単なる扶助から私たちの生涯を通した総合福祉へ、その場主義から計画性、合理性のあるものへ、総花的から集中化、重点化へ、恩恵的なものから私たちの参加による自主的なものへと変わりつつあります。私たちが他に誇れる企業内福祉を享受し、また創造していくためには、私たち自らの大きな努力が要請されます。

私たちは、この事業を全員参加と労使協働で高めていくために、ユニー設立 10 周年を期して従来の共済会を拡大発展して、ユーアイクラブを設立しその規約をここに定めます。

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当クラブは、ユーアイクラブと称します。

(目的)

第 2 条 当クラブは、第 4 条に定める各社に働く全従業員の相互扶助の精神と労使協働により、全従業員及びその家族の協同福祉の推進と生活の向上をはかることを目的とします。

(事務所の所在地)

第 3 条 当クラブは、愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 ユニー株式会社内に置きます。

(組織)

第 4 条 当クラブは、各社及び法人団体（以下、会社という）に本籍を置き、その会社より給与または報酬を支払われる役員、顧問、社員、嘱託社員、週 25 時間以上の労働契約を結ぶパートタイマー、及び前記からの再雇用者（以下、会員という）を以って組織します。

2. 第 1 項でいう会社とは以下のとおりとします。
ユニー株式会社、UD リテール株式会社、株式会社 UCS、株式会社サン総合メンテナンス、ユニーグループ健康保険組合、全ユニー労働組合
3. また、第 2 項で定める会社に本籍を置き、その会社から他社へ出向する社員及び転籍を命じられた役員も含まれます。
4. なお、会社資格を有する会社は、第 5 条に定めるものとします。

第 2 章 会 員

(会員資格会社)

第 5 条 会員資格会社は、次の基準とします。

1. 以下の (1) ~ (4) 項目のすべてを満たしている会社とします。なお、加入に際しては

全員統一步調をとるものとします。

- (1) 全ユニー労働組合の組織下にあるか、または将来組織化が予定されている会社であること
- (2) ユニーグループ健康保険組合の適用会社であること
- (3) 会社拠出金及び財産形成給付金等の負担について、合意を得られる会社であること
- (4) ユーアイクラブ会費、共済融資返済金各種保険料や積立金等の給料控除徴収事務について、協力が得られる会社であること

(入会)

第6条 会員は前条の資格取得と同時に入会するものとし、次の会員区分を設けます。

- (1) A会員 役員、顧問及び社員
 - (2) B会員 嘱託社員
 - (3) C会員 週25時間以上の労働契約を結ぶパートタイマー、すべての会員からの再雇用者
2. 前項の会員資格に変更があったときは、発令の日をもって変更します。
 3. 満60歳に達した月の翌月度より、雇用形態にかかわらずC会員とします。
但し、役員及び顧問についてはA会員とします。
 4. 社員が出向で赴任後、60歳以降に出向を解かれ、その出向会社で引き続き再雇用制度を適用された場合、C会員の扱いとします。

(退会)

第7条 会員は、第4条に定める資格の喪失と同時に退会するものとします。また、B会員とC会員の加入上限年齢は、満70歳に達した勤怠上の月度末までとし、その日を退会の日とします。

(事業適用資格の判定)

第8条 当クラブの事業で会員資格により区分があるときは、事由発生時の会員資格を以って適用します。
但し、適用の期間中に会員資格が変わり非適用となったときは、原則として資格変更の時点で打ち切ります。

第3章 役員及び評議員

第1節 役員

(役員)

第9条 当クラブ運営のため、次の役員を置きます。役員は会員の中から選任します。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 8名（専務理事を含む）
- (5) 監事 2名

(会長)

第10条 会長は、会員で、ユニー株式会社の役員、執行役員または顧問の中から選任し、当クラブを代表します。

(副会長)

第 11 条 副会長は、全ユニー労働組合（以下、労働組合という）の中央執行委員長とし、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理をします。

(専務理事)

第 12 条 専務理事は、会社が推薦した理事の中から選任し、当クラブの運営を掌理します。

(理事)

第 13 条 理事は、会社及び労働組合の推薦により各々4名を選任し、理事会付議事項について審議決定します。

(監事)

第 14 条 監事は、会社及び労働組合の推薦により各々1名を選任し、事務局業務及び会計を監査します。

(任期)

第 15 条 役員は、会社並びに労働組合の推薦の変更により代わるものとします。

第 2 節 評 議 員

(評議員)

第 16 条 当クラブの運営方針を決定するため評議員を選出します。

2. 評議員は、会員の中から選任し、会員を代表して評議員会付議事項について審議決定します。
3. 評議員の定数は、8名とします。

(選出)

第 17 条 評議員は、会社及び労働組合の推薦により各々4名を選任するものとします。

(任期)

第 18 条 評議員の任期は、7月1日より翌年6月30日までとし、再任を妨げないものとします。但し、後任者が選任されるまでは、任期満了といえどもその任期は自動的に延長されるものとします。

第 4 章 機 関

第 1 節 評 議 員 会

(評議員会)

第 19 条 当クラブの決定機関として評議員会を設けます。

(構成)

第 20 条 評議員会は、評議員及び役員を以って構成し、構成員の半数以上の出席を以って成立します。

(開催)

第 21 条 評議員会は、年 1 回定期開催するものとし、会長が召集します。

2. 評議員の半数以上の要請があったとき、または理事会が必要と認めたときは、臨時に開催するものとします。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、会長とします。

(議決)

第 23 条 評議員会の議決は、出席構成員の過半数の賛成をもって決定します。また、議決権は、出席者が平等に持つこととします。

(付議事項)

第 24 条 評議員に付議する事項は、次のとおりとします。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 運営方針に関する事項
- (3) 重要な事業計画に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた重要事項

第 2 節 理 事 会

(理事会)

第 25 条 当クラブの運営機関として理事会を設けます。

(構成)

第 26 条 理事会は、理事を以って構成し、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立します。

(開催)

第 27 条 理事会は、年 1 回定期開催するものとし、専務理事が召集します。

2. 理事の半数以上の要請があったとき、または常任理事会が必要と認めたときは臨時に開催するものとします。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、専務理事とします。

(議決)

第 29 条 理事会の議決は、出席構成員の過半数の賛成を以って決定します。また、議決権は、出席者が平等に持つこととします。

(付議事項)

第 30 条 理事会に付議する事項は、次のとおりとします。

- (1) 評議員会へ提出する議案に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 財産の管理、運用に関する事項
- (4) 評議員会の付議事項で軽微な事項、あるいは緊急を要し、評議員会開催が困難な場合の事項
但し、次に開催する評議員会に報告し、承認を得るものとします。

- (5) その他事業運営に関して理事会の決定を要する重要事項

第3節 常任理事会

(常任理事会)

第31条 理事会の付議事項で軽微な事項、あるいは緊急を要し理事会開催が困難な場合の事項を決議するための常任理事会を設けます。

2. 常任理事会の議決事項は、次に開催する理事会に報告し、承認を得るものとします。

(構成)

第32条 常任理事会は、理事会にて理事の中より選任された6名によって構成し、原則として全員の出席をもって成立します。

(開催)

第33条 常任理事会は、必要の都度開催するものとし、専務理事が召集します。

(議長)

第34条 常任理事会の議長は、専務理事とします。

(議決)

第35条 常任理事会の議決は、原則として全員の賛成をもって決定します。また、議決権は、出席者が平等にもつこととします。

第4節 事務局

(事務局)

第36条 当クラブの業務推進機関として事務局を設けます。

(構成)

第37条 事務局は、専務理事1名、事務局長1名、事務局員若干名をもって構成します。事務局員は、第4条に定める会社の従業員の中から選出します。

また、必要に応じ、第41条の事業区分により事業運営委員長を委嘱することがあります。

(事務局長)

第38条 事務局長は、事務局員の中から選出され、事務局を統括します。

(事業運営委員長)

第39条 事業運営委員長は、担当事業の企画立案並びに事業推進の責任者とします。

(事務局業務)

第40条 事務局の業務は、次のとおりとします。

- (1) 評議員会及び理事会開催に関する事務
- (2) 評議員会及び理事会に提出する議案の立案
- (3) 理事会決定事項の執行
- (4) 印鑑の保管

- (5) 財産の保管
- (6) 金銭の出納に関する事務
- (7) 帳簿、帳票等の整理保管
- (8) 事業の広報
- (9) その他、会運営に関する事務処理

第5章 事業

(事業の種類)

第41条 当クラブは、目的達成のため、次の事業を行います。

- (1) 共済に関する事業
- (2) 資産形成に関する事業
- (3) 文化に関する事業
- (4) 体育に関する事業
- (5) ユーアイ基金に関する事業
- (6) その他、会員並びにその家族の福祉向上に寄与する事業

(共済に関する事業)

第42条 当クラブは、共済事業として、次の事業を行いません。

- (1) 慶弔見舞制度
- (2) ホームヘルパー補助
- (3) 共済融資制度
- (4) 高齢者医療保障補助制度
- (5) その他、共済に関する事業

(資産形成に関する事業)

第43条 当クラブは、資産形成事業として、次の事業を行います。

- (1) 財産形成貯蓄制度
- (2) 財産形成給付金制度
- (3) 持家融資制度
- (4) ユーアイ年金制度
- (5) その他、資産形成に関する事業

(文化に関する事業)

第44条 当クラブは、文化事業として、次の事業を行います。

- (1) 自己啓発援助に関する事業
- (2) ライフデザインセミナーに関する事業
- (3) その他、文化に関する事業

(体育に関する事業)

第45条 当クラブは、体育事業として、次の事業を行います。

- (1) サークル活動援助制度
- (2) レク交付金制度
- (3) 契約施設
- (4) その他、体育に関する事業

(ユーアイ基金に関する事業)

第46条 当クラブは、ユーアイ基金事業として、次の事業を行います。

- (1) 遺児育英年金制度
- (2) 休職者見舞金制度
- (3) グループ保険
- (4) 資産となる有価証券や会員権の取得及び保証金や運用利息金の管理
- (5) その他、基金の趣旨にふさわしい事業

(その他の事業)

第 47 条 当クラブは、その他の事業として、次の事業を行います。

- (1) 斡旋事業
- (2) 友和会への支援事業
- (3) その他の事業

(事業の適用範囲)

第 48 条 事業の運用は、会員資格によって区分します。

2. 適用範囲は別に定めます。

(運営細則)

第 49 条 本章の運営細則は別に定めます。

第 6 章 財 政

(資金)

第 50 条 当クラブの運営は、次の資金をもって行います。

- (1) 会費
- (2) 拠出金
- (3) 寄付金
- (4) 運用金利息
- (5) 特別賛助金

(会費)

第 51 条 会費は、次のとおりとします。

- (1) A会員で、役員及び労働組合非組合員は、年収（基本給）の 0.22%、また第 4 条で定める 2 以上の会社から出るときは各々より徴収します。
- (2) A会員で労働組合組合員は、年収（基本給）の 0.14%
- (3) B会員は、年収（基本給）の 0.14%
- (4) C会員は、月額 300 円

上記計算式による A 会員及び B 会員の徴収毎の会費が 380 円を下回る場合、380 円とします。

但し、賃金控除不能月に限り免除します。

2. 会費は、A 会員及び B 会員は毎月の賃金と一時金・ボーナス・賞与より、C 会員は毎月の賃金より控除します。但し、10 円未満の端数は 10 円に切り上げます。
3. 既納の会費は返還しません。

(拠出金)

第 52 条 拠出金は、会社並びに労働組合からの拠出金とし、次のとおりとします。

- (1) 会社拠出金は、前条第 1 項会費総額の 100%とします。
- (2) 労働組合拠出金は、前条第 1 項第 2 号会費総額の 43.4%とします。

(寄付金)

第 53 条 寄付金は、会社、会員、その他クラブの主旨に賛同する者からの寄付金をいいます。

2. 寄付金の受諾は、理事会で決定します。

(運用金利息)

第 54 条 運用金利息とは、第 50 条に定める会費、拠出金及びその他の資金運営により生じた利息をいいます。

(特別賛助金)

第 55 条 特別賛助金とは、事業付帯する手数料収入及びその他第 50 条第 1 号から第 4 号以外による収入をいいます。

(会計年度)

第 56 条 当クラブの会計年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとします。

(会計の区分)

第 57 条 当クラブの会計は、一般会計と特別会計に区分します。

(一般会計)

第 58 条 一般会計は、第 50 条に定める資金の収入、及び第 41 条第 1 号から第 4 号並びに第 6 号の事業の支出に関する出納の管理をするものとします。

(特別会計)

第 59 条 特別会計は、一般会計から繰り入れた資金、その運用金利息及びグループ保険事務手数料収入並びに第 41 条第 5 号の事業活動に関する出納の管理をするものとします。

第 7 章 監 査

(監査)

第 60 条 監事は、毎年 2 回、7 月及び 1 月に当クラブの監査を行なうものとします。

2. 監事は、前項の他、必要があるときは臨時にこれを行なうことができるものとします。

(監査事項)

第 61 条 監事が行なう監査事項は、次のとおりとします。

- (1) 会費の収納について
- (2) 各種事業にともなう収支について
- (3) 諸資産の保管状況について
- (4) その他、事業運営に関する事項について

(監査報告)

第 62 条 監事は、監査結果を評議員会に報告するものとします。

付 則

(実施日)

第 63 条 この規程は、昭和 55 年 8 月 21 日より実施します。

(疑義解釈)

第 64 条 この規程の運営において疑義が生じたときは、評議員会の決定によります。

(経過措置)

第 65 条 昭和 55 年 8 月 21 日現在在籍する会員の会員期間は、会社に入社した日からの期間とします。

第 66 条 第 55 条の規定にかかわらず会計年度の移行措置として平成 31 年 3 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの 16 ヶ月間とします。

第 67 条 第 18 条の規定にもかかわらず評議員の任期の移行措置として、令和 2 年 2 月 21 日から令和 3 年 6 月 30 日までの 16 ヶ月間とします。

(改正事項)

第 68 条 この規約は、昭和 60 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、昭和 61 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 2 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 3 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 4 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 7 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 7 年 5 月 11 日より改正施行します。

この規約は、平成 14 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 18 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 20 年 9 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 25 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 26 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 26 年 5 月 22 日より改正施行します。

この規約は、平成 27 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 29 年 2 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 30 年 3 月 21 日より改正施行します。

この規約は、平成 30 年 10 月 9 日より改正施行します。

この規約は、令和元年 5 月 21 日より改正施行します。

この規約は、令和 2 年 2 月 8 日より改正施行します。

この規約は、令和 2 年 11 月 1 日より改正施行します。

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日より改正施行します。

慶弔見舞制度運営細則

慶弔見舞制度運営細則

(目的)

第1条 この細則は、ユアイクラブ規約第42条第1号に定める「慶弔見舞制度」の運営について定めたものです。

(適用の範囲)

第2条 この制度の適用範囲は、すべての会員とします。

(本人結婚祝)

第3条 会員が在会中に結婚したときは、会員区分及び会員期間に応じて「別表」の祝金を贈ります。
但し、同一人の結婚祝は在会中1回限りとします。

(出産祝)

第4条 会員に子女の出生があったときは、会員期間に応じて「別表」の祝金を贈ります。

(入学祝)

第5条 会員の子が小学校へ入学したときは、会員期間に応じて「別表」の祝金を贈ります。

(結婚記念祝)

第6条 会員が結婚満10年及び満25年の記念日を迎えたときは、会員期間に応じて「別表」の祝金を贈ります。

(傷病見舞)

第7条 会員が傷病により休業療養が10日に至り、また長期に及んだときは、会員区分及び休業療養期間に応じて「別表」の見舞金を送ります。
但し、出勤後1ヵ月以内に同一傷病により再度休業療養したときは、10日目の見舞金は適用しません。また、ユアイクラブ規約第46条第2号に定める休職者見舞金制度及びそれに準ずる長欠時補償制度の受給対象者になった場合は、給付を打ち切ります。

(弔慰)

第8条 会員または会員の家族が死亡したときは、それぞれ会員区分及び会員期間に応じて「別表」の弔慰金を送ります。
但し、会員死亡のときは、その遺族にこれを送ります。
2. 生後14日以内に死亡した子女に対しては、弔慰金をもって出産祝に替えます。
但し死産の場合は適用しません。

(災害見舞)

第9条 会員または世帯主となっている父母の住居が被災したときは、その程度及び会員区分、持家、世帯主の区分に応じて「別表」の見舞金を送ります。

(給付の申請)

第10条 この細則に基づき給付を受けようとする者は、「慶弔見舞・ホームヘルパー補助申請書」に必要事項を記入の上、所定の添付資料を添えて所属長経由会長宛申請しなければなりません。
但し、本人申請が困難なときは、所属長の代行申請を認めます。

(審査及び給付)

第 11 条 前条の申請を審査し適合と認めるときは、所属長を経て給付します。

2. 給付は、事務局に「0」の日までに到着した申請分を、次の「0」の日に会員（申請者）の給与口座に振り込みます。弔慰、傷病見舞及び災害見舞を部署で立替支給した場合に限り、その部署の金融機関口座への支払いを行いません。
但し、「0」の日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とします。

(失効)

第 12 条 この細則の給付について、事由発生後 3 ヶ月以内に届出がないときは、その請求権を失います。

(その他)

第 13 条 この細則に定める給付で、同一事由について該当会員が 2 名以上いるときは、すべてに適用します。

但し、災害見舞は給付金額の一番高い会員のみに適用します。

付 則

(実施日)

第 14 条 この細則は、昭和 55 年 8 月 21 日より実施します。

この細則は、昭和 62 年 2 月 21 日より改正施行します。

この細則は、昭和 63 年 2 月 5 日より改正施行します。

この細則は、平成 11 年 8 月 21 日より改正施行します。

この細則は、平成 27 年 2 月 21 日より改正施行します。

この細則は、令和 2 年 11 月 1 日より改正施行します。

この細則は、令和 3 年 3 月 1 日より改正施行します。

(疑義解明)

第 15 条 この細則の運営において疑義が生じたときは、評議員会の決定によります。

(集中災害時の対応)

第 16 条 大規模な災害または事故等が発生し、常任理事会が緊急事態発生の決定をした時、これに対する災害見舞金等の給付は、一般会計の当年度予算とは別枠として、ユーアイ基金を使用するものとします。

但し、前年度末のユーアイ基金の 10%を限度として対処します。

〔別表〕慶弔見舞金額表

(単位：円)

項目	区分		給付			
			A会員	B会員	C会員 65歳未満	C会員 65歳以上
本人 結婚祝	会員期間5年以上		60,000	50,000	30,000	
	会員期間5年未満		50,000	30,000	20,000	
出産祝	会員期間5年以上		10,000			
	会員期間5年未満		5,000			
小学校 入学祝	会員期間5年以上		10,000			
	会員期間5年未満		5,000			
結 婚 記念祝	10周年	会員期間5年以上	10,000			
	25周年	会員期間5年未満	5,000			
傷 病 見 舞	休業10日目		10,000		5,000	
	休業1ヶ月ごと		5,000		3,000	
弔 慰	会員本人	会員期間5年以上	600,000	350,000	250,000	
		会員期間5年未満	300,000	200,000	150,000	
	配偶者		200,000	150,000	100,000	50,000
	子		100,000	60,000	50,000	
	実父母・同居の配偶者の父母		30,000	20,000	15,000	
	3親等以内の同居の祖父母・孫・兄弟姉妹・子の配偶者		20,000	10,000		
災 害 見 舞	1. 全壊・全焼・流出（罹災程度50%以上）					
	世帯主	持家	1,000,000	600,000	400,000	
		持家以外	500,000	300,000	200,000	
	非世帯主	持家	500,000	300,000	200,000	
		持家以外	250,000	150,000	100,000	
	会員の实父母が世帯主の住居		50,000	30,000	20,000	
	2. 大規模半壊・大規模半焼・大規模流出（罹災程度40%以上50%未満）					
	世帯主	持家	800,000	500,000	300,000	
		持家以外	400,000	250,000	150,000	
	非世帯主	持家	400,000	250,000	150,000	
		持家以外	200,000	100,000	80,000	
	会員の实父母が世帯主の住居		45,000	25,000	15,000	
	3. 半壊・半焼・浸水（罹災程度20%以上40%未満）					
	世帯主	持家	600,000	350,000	250,000	
		持家以外	300,000	200,000	100,000	
	非世帯主	持家	300,000	200,000	100,000	
		持家以外	150,000	100,000	50,000	
	会員の实父母が世帯主の住居		30,000	20,000	10,000	
	4. 準半壊・準半焼・浸水（罹災程度10%以上20%未満、家屋修理代300万円以上）					
	世帯主	持家	300,000	200,000	100,000	
持家以外		150,000	100,000	50,000		
非世帯主	持家	100,000	80,000	50,000		
	持家以外	80,000	50,000	30,000		
会員の实父母が世帯主の住居		20,000	15,000	10,000		

ホームヘルパー制度運営細則

ホームヘルパー制度運営細則

(目的)

第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第42条第2号に定める「ホームヘルパー制度」の運営について定めたものです。

(適用の範囲)

第2条 この制度の適用範囲は、すべての会員とします。

(補助対象事由)

第3条 次に掲げる事由により、家事、育児、看護または介護のために家政婦協会の家政婦またはホームヘルパー（以下、ホームヘルパーといいます）を雇用したときを対象とします。

但し、ホームヘルパーはユーアイクラブが認めた者とします。

- (1) 会員または家族が傷病によりホームヘルパーを必要としたとき
- (2) 会員または家族が介護によりホームヘルパーを必要としたとき
- (3) 会員または配偶者が出産によりホームヘルパーを必要としたとき

(補助金)

第4条 補助金は、ホームヘルパーの雇用に要した金額（規定料金、割増料金、交通費）の50%とし、1日につき5,000円を限度とします。

2. 前項の補助は、最高15日間とします。

(補助の申請)

第5条 この細則にもとづき補助を受けようとするものは、「慶弔見舞・ホームヘルパー補助申請書」に必要事項を記入の上、家政婦協会の領収書の写しを添えて、所属長経由会長宛申請しなければなりません。

(審査及び給付)

第6条 前条の申請を審査し適合すると認めたときは、所属長を経て給付します。

2. 給付は、事務局に「0」の日までに到着した申請分を、次の「0」の日に会員（申請者）の給与口座に振り込みます。

但し、「0」の日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とします。

(失効)

第7条 この細則の給付については、事由発生後3ヵ月以内に届出がないときは、その請求権を失います。

付 則

(実施日)

第8条 この細則は、昭和55年8月21日より実施します。
この細則は、平成11年8月21日より改正施行します。

(疑義解明)

第9条 この細則の運営において疑義が生じたときは、評議員会の決定によります。

高齡者医療保障補助制度運営細則

高齢者医療保障補助制度運営細則

(目的)

- 第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第42条第4号に定める「高齢者医療保障補助制度」の運営について定めたものです。
2. 高齢者医療保障補助制度は、60歳以降老人保健法が適用になる70歳までの「医療空白期間」に対応し、会員自身が在職中に無理なく保険料の積立をし、ユーアイクラブの補助により、退職後も安心して生活できる医療保障を実現することを目的としたものです。

(加入適用対象者)

- 第2条 この細則の加入適用対象者は、毎年11月1日現在で保険年齢が45歳(44歳6ヵ月超)～55歳(55歳6ヵ月以下)、60歳時点での会員期間が15年以上となるすべての会員とします。

(保険の種類)

- 第3条 事前積立時は「拠出型企業年金保険」とし、医療保障への切替え後は「医療保険(医療給付金付個人定期保険)」とします。

(積立開始)

- 第4条 事前積立は加入申込をした年の9月25日の月例給与より開始し、保険年齢60歳の8月まで、会員期間に応じて、毎月積立を実施します。
- 但し、誕生日がA会員及びB会員で5月21日～8月20日、C会員で5月11日～8月10日の場合は、6月、7月、8月分の3ヵ月分を前納するものとします。

(保障への切替えの確認)

- 第5条 第4条にもとづき所定の積立期間を満了した会員に、医療保険への切替えについての意思確認を行ない、本人の希望に従い以下の通り取り扱います。
- (1) 保障への切替えを希望する会員には、11月1日付で本人の積立金額とユーアイクラブより支給する第7条に定める補助金により、医療保険への切替えを実施します。但し、切替え日の11月1日時点で入院している会員については、医療保険へ切替えることが出来ません。
- (2) 保障への切替えを希望しない会員及び切替えが出来ない会員については、12月末日を目処に本人の積立金額を満期金として、引受保険会社より返金します。

(保障期間及び保障内容)

- 第6条 第5条第1号の保障開始は切替えを実施した11月1日とし、10年後の10月30日まで保障を行います。

(補助金)

- 第7条 補助金の内容は、会員区分・会員期間・性別により「別表」の通りとします。

(解約扱い)

- 第8条 事前積立を行っている会員が、本人の事情で事前積立を行うことが困難な時は、事前積立分の「拠出型企業年金保険」を解約することが出来ます。
- 但し、この場合の解約返戻金は、加入期間により本人が拠出した積立金を下回ることがあります。

(中途退職者及び会員資格喪失者の扱い)

- 第9条 この制度に加入している会員が、次の一つに該当するときは事前積立を行うことはでき

ません。この場合、事前積立分の「拠出型企業年金保険」は解約扱いとなり、速やかに手続きをとります。

- (1) 定年退職日以前に退職するとき
- (2) ユーアイクラブの会員でなくなったとき

(引受保険会社)

第 10 条 この制度の引受保険会社は、「アクサ生命保険株式会社」とします。

(退職後の窓口)

第 11 条 この制度に加入し、保険年齢 60 歳の 11 月 1 日時点で「医療保険」に切替えた会員の退職後の窓口は、「アクサ生命保険株式会社」の保険代理店である「株式会社UCS」が対応します。

付 則

(実施日)

第 12 条 この細則は、平成 3 年 2 月 21 日から実施します。

(疑義解明)

第 13 条 この制度の基準となる保険料に変更があった場合や、この細則の運営において疑義が生じた時は、評議員会の決定によります。

(経過措置)

第 14 条 本制度の新規発足に伴う経過措置として、加入対象者は第 1 条にかかわらず、平成 3 年 11 月 1 日現在で、59 歳超～60 歳時点の会員期間が 15 年以上で 55 歳 6 ヶ月超の会員も平成 3 年に限り加入できるものとします。

(早期切替えに伴う特別遵守事項)

第 15 条 「医療保険」の保険料の増額に伴い、保険年齢 60 歳の 11 月 1 日前に「医療保険」に切替えた会員が、第 9 条第 1 号もしくは第 2 号に該当することとなった時は、ユーアイクラブの立替金及び期日前に支給した補助金を速やかに返金するものとします。

(募集活動の中止)

第 16 条 この制度の募集は、平成 21 年 5 月の集中募集より中止します。

(改正施行)

第 17 条 この細則は、平成 8 年 8 月 21 日より改正施行します。
この細則は、平成 9 年 2 月 21 日より改正施行します。
この細則は、平成 12 年 4 月 1 日より改正施行します。
この細則は、平成 13 年 4 月 1 日より改正施行します。
この細則は、平成 21 年 2 月 21 日より改正施行します。

〔別表〕 補助金

会員区分	会員期間 15年以上		会員期間 20年以上	
	男性	女性	男性	女性
A会員	93,000 円	85,000 円	186,000 円	170,000 円
B会員	56,000 円	51,000 円	112,000 円	102,000 円
C会員	38,000 円	34,000 円	75,000 円	68,000 円

特別会計「ユーアイ基金」管理規則

特別会計「ユーアイ基金」管理規則

(根拠)

第1条 この規則は、ユーアイクラブ規約第59条に定める特別会計の管理について定めるものです。

(目的)

第2条 この規則は「ユーアイ基金」の運用及び出納を適正に管理し、迅速な処理をはかることにより、事業の円滑な運営に寄与することを目的とします。

(会計の区分)

第3条 この基金は、次の会計区分を設けて管理します。

- (1) 基金会計
- (2) 事業会計

(基金会計)

第4条 基金会計は、一般会計からの繰入金を基金として管理します。

2. 基金の取り崩しは、評議員会の決議をもって行います。
但し、常任理事会が緊急事態発生の決定をしたときは、前年度末のユーアイ基金の10%を限度として、災害見舞金等の給付に充てることができます。
3. 基金の資産運用は、別途定める運用方針に基づき、安全を基調において行うものとします。

(事業会計)

第5条 事業会計は、基金の運用金利息及びグループ保険の保険事務手数料を主たる資金として、ユーアイクラブ規約第46条に定める事業に要する経費の管理をします。

(出納責任者)

第6条 この規則に基づく出納の責任者は、事務局長とします。

(決算)

第7条 決算は中間決算と本決算とし、その期間は次の通りとします。

- (1) 中間決算 毎年7月1日から12月31日まで
- (2) 本決算 毎年7月1日から翌年6月30日まで

(決算報告)

第8条 事務局長は、前条の決算期間の末日をもって会計帳簿の整理及び計算を行ったうえ、決算諸表を作成し、理事会に報告しなければなりません。

付 則

(実施日)

- 第 9 条 この規程は、昭和 60 年 2 月 21 日から実施します。
この規程は、昭和 63 年 2 月 5 日より改正施行します。
この規定は、令和元年 5 月 21 日より改正施行します。
この規程は、令和 3 年 3 月 1 日より改正施行します。

(疑義解明)

- 第 10 条 この規程の運営において疑義が生じたときは、評議員の決定によります。

レクリーダー制度運営細則

レクリーター制度運営細則

(目的)

第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第45条第1号に定める「レクリーター制度」の運営について定めたものです。

2. この制度は、職場のレクリエーション活動を通じて会員相互の親睦と明るい人間関係を築き、併せて各会員の健康・体力づくりを目的として、レクリエーションリーダー（以下、レクリーターという）の任命及び任務について定めるものです。

(レクリーターの任命)

第2条 レクリーターは、経営懇談会または職場懇談会もしくは労使の推薦により、ユーアイクラブ会長が任命します。

2. 推薦は、次のいずれかに該当する人から選ぶものとします。
 - (1) リーダーシップの発揮できる人
 - (2) 行動的で奉仕的活動を惜しまない人
 - (3) 普段から世話役的活動を行い、会員に信頼されている人

(レクリーターの種類)

第3条 レクリーターの種類は次の通りとします。

- (1) レクリーター
- (2) チーフレクリーター（事業所代表者）
- (3) ブロックリーダー（地区代表者）

(人事担当部署への通知)

第4条 ユーアイクラブがレクリーターを任命した時は、人事担当部署へ通知をします。

(レクリーターの人員)

第5条 レクリーターの人員は、原則として各事業所に次の通りとします。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 会員数 50 人未満 | 2 名 |
| (2) 会員数 50 人超え 100 人未満 | 2 名～3 名 |
| (3) 会員数 100 人超え 200 人未満 | 3 名～4 名 |
| (4) 会員数 200 人超え 500 人未満 | 4 名～5 名 |
| (5) 会員数 500 人以上 | 5 名～10 名程度 |

(任期)

第6条 レクリーターの任期は1年とし、当年10月21日から翌年10月20日までとします。但し、再任を妨げないものとします。

(欠員補充)

第7条 レクリーターの異動または退職等により欠員が生じた時は、直ちに補充するものとし、第2条の手続きをもって任命します。

2. 前項より任命されたレクリーターの任期は、前任者の任期を引き継ぐものとします。

(レクリーターの任務)

第8条 レクリーターの任務は次の通りとします。

- (1) 職場レクリエーションの実施について、職場懇談会に提言する
- (2) 経営懇談会または職場懇談会の決定のもとづき、レクリエーションの企画及びその運営を行う

- (3) 会員の欲求を把握し、サークル活動等の促進と仲間づくりの援助を行う
- (4) 地区行事または会社行事及びユアイクラブ行事への参画と職場会員の参加を促進する

(教育研修)

第9条 ユアイクラブは、レクリーダーが任務を遂行するのに必要な知識、技能を修得するために次の教育研修を行います。

- (1) スポーツレクリエーション活動を推進するための教育研修
- (2) 必要に応じてのセミナー等の教育研修

(レクリーダー活動への援助)

第10条 レクリーダーが円滑な活動を行うために、次の援助をとるものとします。

- (1) 円滑な活動を推進するための、必要な情報や資料の提供及び援助
- (2) 経営懇談会及び職場懇談会のメンバーによる、活動しやすい環境づくり及びバックアップ体制
- (3) 教育研修やセミナーを受講した者による他のレクリーダーへの援助

付 則

(実施日)

第11条 この細則は、昭和62年10月21日より実施します。
この細則は、平成11年10月21日より改正施行します。

(疑義釈明)

第12条 この細則の運営において疑義が生じたときは、評議員会の決定によります。

サークル活動援助制度運営細則

サークル活動援助制度運営細則

(目的)

- 第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第45条第2号に定める「サークル活動援助制度」の運営について定めたものです。
2. この制度は、会員が体位向上、健康増進、また健全な精神を育てると共に、会員の親睦・融和を促進し、良好な人間関係の形成を指向して組織する文化・体育サークルに対して、その育成をはかるための助成を行うことを目的とします。

(助成金)

- 第2条 申請にもとづき登録要件に適合するサークルについて活動費の一部を助成します。この助成内容は、「別表」のとおりとします。

(登録要件)

- 第3条 登録ができるサークルは、次の要件をすべて満たしているものとします。
- (1) 会員の自主的な意志と参加によって組織されたサークルであり、常時6名以上の会員によって組織されていること
 - (2) 活動内容が文化・体育サークルの目的に沿うものであること
 - (3) 営利を目的としないサークルであること
 - (4) 目的を明確にした規約を持ち、代表者・会計者などを定め、継続的かつ健全な運営を行い得る、または行っているサークルであること
 - (5) 他の会員に公開し得る活動内容であること

(登録方法)

- 第4条 この細則による助成を受けようとするサークルは、所定の用紙に次の事項を明記し、所属長よりユーアイクラブ事務局経由会長宛に申請するものとします。
- (1) サークルの名称
 - (2) 代表責任者名、会計担当者名
 - (3) 規約、活動内容及び計画
 - (4) 年間予算案
 - (5) 会員名一覧
2. ユーアイクラブ事務局は前項の申請にもとづき、登録要件に照らしながら書類審査の上、助成の可否について決定します。

(報告義務)

- 第5条 この細則の適用を受けるサークルは、毎年1回、活動状況及び収支内容について、所定用紙により報告の義務を負います。また、この報告がなされないときは、この細則による助成を打ち切ることがあります。

付 則

(実施日)

- 第 6 条 この細則は、昭和 50 年 7 月 21 日から実施します。
この細則は、平成 11 年 10 月 21 日より改正施行します。
この細則は、平成 19 年 2 月 21 日より改正施行します。
この細則は、平成 26 年 2 月 21 日より改正施行します。
この細則は、平成 28 年 2 月 21 日より改正施行します。

(疑義釈明)

- 第 7 条 この細則に疑義が生じたときは、評議員会の決定によります。

[別表] 登録サークル助成金

助成金	1 人あたり、次の算式による金額 $\text{年間の徴収予定額} \times \frac{30}{100}$ 但し、1 サークルに対して年額 60,000 円を限度とします なお、報告時の徴収金額と差異がある場合は返金または追加支給します
支給方法	サークル指定口座に一括振込します

ユーアイ年金制度運営細則

ユーアイ年金制度運営細則

(目的)

- 第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第43条第4号に定める「ユーアイ年金制度」の運営について定めたものです。
2. ユーアイ年金制度は、老後のゆとりある生活を目指して計画的な資金づくりに資することを目的とします。

(適用対象者)

- 第2条 この細則の適用対象者は、A会員、B会員及びC会員とし、かつ60歳未満の会員とします。
2. 前項の年齢算定日は毎年7月1日とします。

(積立の種類)

- 第3条 積立の種類は「共同取扱拠出型企業年金保険」とします。

(加入申込)

- 第4条 加入申込受付は、毎年1回5月の「集中募集」とし、加入対象者は55歳未満の会員とします。

(積立開始)

- 第5条 積立開始は、夏期賞与（半年払）・一時金・ボーナス（以下、ボーナスという）、または月例給与からとします。

(積立方法)

- 第6条 A会員及びB会員の積立は、月例給与及びボーナスから控除し、控除月末日に積み立てます。
- 但し、ボーナスのみの積立はできません。また、冬期ボーナスは1月末日に積み立てます。
2. C会員の積立は、月例給与から控除し、控除月末日に積み立てます。

(積立額)

- 第7条 月例給与からの積立額は1口1,000円とし、2口以上99口までとします。
2. ボーナスからの積立額は1口10,000円とし、1口以上99口までとします。

(積立期間及び積立満了日)

- 第8条 積立期間は最低5年以上とし、積立満了日は満60歳になった月度末日とします。
- 但し、役員は、満59歳になった月度末日を積立満了日とし、60歳以降でも退任月まで継続できるものとします。

(積立額の変更)

- 第9条 積立額の変更は年1回とし、毎年5月に申込みを受付け7月から変更します。

(積立休止)

- 第6条 保険料の払込みを休止（中断）（以下、休止という）することができます。
- 但し、月例給与のみ休止することはできません。
2. また、月例給与及びボーナスの両方を休止する場合は、3年を限度とします。但し、ボーナスのみ休止する場合の期限はありません。

(積立残高の通知)

第 11 条 毎年 9 月に、その年の 7 月現在における積立金額と配当金額の合計額を通知します。

(解約)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当の時は解約となり、その手続きを取らなければなりません。

- (1) 会員の資格を失った時
- (2) 月例給与の休止期間が 3 年を超えた時
- (3) 積立金を払い出そうとした時
- (4) 本人の申し出により月例給与を解約する時
但し、月例給与及びボーナスの両方の積立を実施している場合、ボーナス分のみを解約し、月例給与は継続することができます。

(積立満了時の受取方法)

第 13 条 積立満了時の受給は次の各号のとおりとし、いずれか一つを選択するものとします。

- (1) 確定年金コース
10 年または 15 年の期間に年金を受給します。
 - (2) 終身保障コース
 - ① 終身保障は死亡したときに保険金が支払われます。
 - ② 保険金額は 3,000 万円を上限とします。
但し、終身保障コースを選択するときは、健康診断を要します。
 - (3) 一時金コース
積み立てたすべての資金が現金で支払われます。
2. 資金総額をもって年金月額を算出した時、その月額が 10,000 円未満となった場合は、前項 3 号の「一時金コース」以外は選択できません。

(積立満了の手続き)

第 14 条 積立満了日の 3 ヶ月前までに所定の用紙により、年金受給請求書をユーアィクラブへ提出するものとします。

(年金の受給権及び受給月)

第 15 条 年金の受給権は、積立満了日の翌月に発効し、受給日は毎年 1 月、4 月、7 月、10 月の年 4 回とします。

(年金原資の積増)

第 16 条 積立満了時の資金総額に、年金原資を積み増すことができます。

2. 積増金額(退職時一時払保険料払込限度額)は、年金の受給権を取得した際の積立金総額を限度とし、10 万円以上 1 万円単位とします。

(年金受給開始時期の繰延)

第 17 条 積立満了時に、第 13 条第 1 項に定める「確定年金コース」を選択する場合、受給時期を繰り延べるすることができます。

2. 繰延期間は、1 年以上 10 年以内の範囲とし、1 年単位で取扱います。

(年金受給開始後の事務取扱い)

第 18 条 年金受給開始後の事務取扱いは、「日本生命保険相互会社」で直接手続きします。

(本人死亡時の取扱い)

第 19 条 本人が死亡した時は、次の額が一時金で遺族に支払われます。

- (1) 積立期間中に死亡したとき
脱退一時金と払込月額保険料の 5 倍相当額及び払込一時金保険料相当額

- (2) 年金受給期間中に死亡したとき
残存年金原資
- (3) 積立休止中に死亡したとき
脱退一時金

付 則

(制度発足時の特別措置)

第 20 条 この制度の発足時に限り次のとおりの措置を設けます。

(1) 55 歳以上の加入者の取扱い

昭和 61 年 5 月の加入時に 55 歳以上の会員について定年時に年金資金の増額一時払いができます。

但し、年金月額が 3 万円または 5 万円の 2 コースとし、選択したコースの必要年金資金と既積立残高との差額とします。

(2) 58 歳定年退職の取扱い

昭和 61 年 5 月に申し込みをした会員が、58 歳で定年退職した時、年金及び医療保障は、58 歳から受給または発効するものとします。

なお、積立資金が定められた保険料に満たない時は、退職時に一時払いをすることにより適用を受けることができます。

(3) 58 歳以上の取扱い

昭和 61 年 5 月 20 日現在、58 歳以上の A 会員及び B 会員で加入資格がない人の医療保障については、次の期日までに保険料を一時払いすることによって適用を受けることができます。

① 60 歳未満の者

昭和 61 年 5 月及び昭和 62 年 5 月の募集時に加入申込を行い、60 歳までの間の 3 月 20 日または 9 月 20 日に保険料の払込みがあった場合

② 60 歳以上の者

昭和 61 年 5 月の加入申込に限り、昭和 61 年 9 月 20 日に保険料の払込みがあった場合

(実施日)

第 21 条 この細則は、昭和 61 年 2 月 8 日から実施します。

この細則は、昭和 62 年 11 月 7 日から改正施行します。

この細則は、平成元年 4 月 1 日から改正施行します。

この細則は、平成 14 年 2 月 21 日から改正施行します。

この細則は、平成 26 年 4 月 21 日から改正施行します。

この細則は、令和 2 年 11 月 1 日から改正施行します。

(疑義解明)

第 22 条 この細則の運営において、疑義が生じた時は、評議員会の決定によります。

遺兒育英年金制度運営細則

遺児育英年金制度運営細則

(目的)

第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第46条第1号に定める「遺児育英年金制度」の運営について定めたものです。

2. この制度は、会員が私傷病により死亡した時、以下を目的とし、年金扶助を行います。
 - (1) 遺族の自立した生活づくり
 - (2) 遺児の健やかな成長への手助け

(適用の範囲)

第2条 この制度の適用範囲はすべての会員とします。
但し、満60歳以上の会員は適用除外とします。

(給付の発生)

第3条 対象会員が私傷病により死亡した時、第4条に定める遺族に年金を給付します。

(受給資格者)

第4条 対象会員が死亡当時に扶養していた次の者とします。

- (1) 配偶者
- (2) 18歳以下の子
但し、15歳以上の子で就学しない場合は対象外とします。
2. 会員死亡時に胎児の場合は、出生の翌月より対象とします。

(給付額)

第5条 「別表」に定める額とします。

(給付期間)

第6条 給付期間は、事由発生月の翌月からとし、次の通りとします。

- (1) 配偶者 36ヵ月
- (2) 18歳以下の子 通常コースで高校を卒業する年の2月まで
但し、この間において就職、または就学を断念したときは、その月の前月までとします。
2. 前項にかかわらず、死亡した会員が生存したと仮定して満60歳になったときは、その月を以って停止します。

(給付日)

第7条 給付は、年4回とし、3月、6月、9月、12月の25日に、各々その前月分までを給付します。

但し、給付実行日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の金融機関の営業日を給付日とします。

(送付先)

第8条 送付先は次の通りとします。

- (1) 配偶者が対象になるときは配偶者
- (2) 子のみの場合は、その親権者

(受給申請)

第9条 給付の申請は、別に定める様式により受給対象者が行うものとします。

申請書は、死亡会員が所属していた会社の人事担当部署を経由して提出するものとし

す。

(現況報告)

第 10 条 現況報告は、定期報告と変動報告があります。

(1) 定期報告

毎年 4 月に所定の様式に次の書類を添えて報告します。

- ① 受給対象者全員の住民票
- ② 15 歳以上の子については在学証明書
- ③ その他ユーアイクラブが要請したもの

(受給資格の喪失)

第 11 条 受給者が次のいずれかに該当したときは、受給資格を失います。

(1) 配偶者

- ① 死亡したとき
- ② 結婚したとき（内縁関係を含む）
- ③ 前年度の収入が税法上の扶養者の範囲を超えたとき

(2) 18 歳以下の子

- ① 死亡したとき
- ② 配偶者が結婚（内縁を含む）したことにより、その扶養家族となったとき
- ③ 養子等で除籍したとき
- ④ 就職したとき、但し定時制高校在籍者は除く
- ⑤ 就学をしないとき

(第三者行為による死亡の取扱い)

第 12 条 会員死亡の原因が第三者行為によるもので賠償があるときは、原則としてこの制度は不適用とします。

(不正受給者の取扱い)

第 13 条 事実と反する申請または報告に基づき、年金を不正に受給したことが判明したときは、直ちに年金給付を停止し、以後の受給権は一切消滅します。

2. すでに不正受給した年金は、直ちに返納しなければなりません。

付 則

(実施日)

第 14 条 この細則は、昭和 61 年 11 月 21 日から実施します。

この細則は、平成 26 年 2 月 21 日から改正施行します。

(疑義解明)

第 15 条 この細則の運営において疑義が生じたときは、評議員会の決定によります。

(経過措置)

第 16 条 この細則の施行時に旧制度「遺族・障害年金制度」の適用を受けている者は、昭和 63 年 8 月 31 日まで旧細則により給付し、昭和 63 年 9 月 1 日から本細則に基づく給付を行います。

2. 移行に当って、旧制度によって給付した期間は、本細則による期間を経過したもののみなし、残余の期間を対象とします。

〔別表〕 遺児育英年金月額表

受給資格区分		A会員		B会員・C会員	
		ユニーグループ共済保険制度の本人コース		ユニーグループ共済保険制度の本人コース	
		加入の場合	非加入の場合	加入の場合	非加入の場合
扶養していた配偶者		50,000 円	25,000 円	25,000 円	12,500 円
18 歳以下の子	小学生以下	22,000 円	11,000 円	11,000 円	5,500 円
	中学生	27,000 円	13,500 円	13,500 円	6,750 円
	高校生	35,000 円	17,500 円	17,500 円	8,750 円

休職者見舞金制度運営細則

休職者見舞金制度運営細則

(目的)

- 第1条 この細則は、ユーアイクラブ規約第46条第2号に定める「休職者見舞金制度」の運営について定めたものです。
2. この制度は、会員が私傷病等により長期休業に至ったとき時、療養に専念できるよう生活不安の軽減をはかるため、会員相互の助け合いによって助成するものです。

(対象事由)

- 第2条 助成の対象とする事由は、私傷病等により長期療養休業し、休職期間中に健康保険より給付される傷病手当金が打ち切りになった時、見舞金を給付します。
2. 但し、会社が定める手当以外の長欠時補償制度が適用となる場合は、対象になりません。

(対象期間)

- 第3条 給付対象期間は、前条の事由発生の日から休職期間が終了、または職場へ復帰した日の前日までとします。

(見舞金額)

- 第4条 見舞金は、月額50,000円とし、公的年金である障害年金額を除いた額とします。但し、ユニーグループ共済保険の未加入者は25,000円とし、公的年金である障害年金額を除いた額とします。
2. 見舞金の算出にあたり100円未満の端数が生じた場合は、100円に切り上げます。
 3. 公的年金である障害年金裁定までは、暫定措置として見舞金を給付し、当年度の第1回目給付時に超過額を返納するものとします。

(給付日)

- 第5条 見舞金の給付は、毎月25日とします。但し、給付日が金融機関の休業日にあたる時は翌営業日とします。

(給付の申請)

- 第6条 この細則に基づき給付を受けられる者が発生したときは、「休職者見舞金給付申請書」に必要事項を記入のうえ、所属先の会社の人事担当部長の代行申請とします。

(申請事項の変動報告)

- 第7条 前条に基づき申請後、休職期間が変動する場合は、直ちに変動報告をするものとします。

(給付の保留)

- 第8条 第三者の行為に起因して休職している場合は、第三者の損害賠償を先行させ給付を保留することがあります。
2. 前号の場合、既に給付した額があるときは返納を求めます。

(給付制限)

- 第9条 休職の事由が、事故の重大な過失によると判断されるときは、給付を制限または停止することがあります。

付 則

(実施日)

第 10 条 この細則は、昭和 60 年 2 月 21 日から実施します。

(疑義解明)

第 11 条 この細則の運営において疑義が生じた時は、評議員会の決定によります。

(改正事項)

第 12 条 この細則は、昭和 62 年 2 月 21 日より改正施行します。

この細則は、平成 19 年 2 月 21 日より改正施行します。

この細則は、平成 26 年 2 月 21 日より改正施行します。

この細則は、令和 2 年 11 月 1 日より改正施行します。

人間ドック補助制度運営細則

人間ドック補助制度運営細則

(目的)

第1条 この制度は、予防医学の観点から有効とされている人間ドック受診への金銭補助を行い、検査精度が高く、多岐にわたる検査項目を有する健診機会を提供し、将来病気になると考えられる要素を発見し、早期に治療し健康な生活を送り続けることを目的とします。

(適用の範囲及び資格)

第2条 この制度の適用範囲は、A会員（役員は除く）とし、受診日時点においても同じ会員区分であることとします。

2. 資格喪失後の申込み及び受診はできません。
3. 就業規則にある会社及びユニグループ健康保険組合の行う定期健康診断の代替はできません。同一年の定期健康診断の受診は義務付けられているため、必ず受診が必要です。

(対象者)

第3条 満年齢が35歳、40歳、45歳、50歳、55歳の前条を満たす者とします。

2. 満年齢とは、「別表1」のとおり、該当年の2月21日～翌年2月20日までの期間に、第1項の年齢を迎えることを指します。この期間内は、満年齢到達前でも、第4条にある受診期間内に受診できるものとします。

(受診期間及び申込期間)

第4条 受診期間は第3条に定める年齢の誕生日直前の4月1日から5年間とします。また、申込期間は受診期間最終日の2週間前の3月15日までとします。

2. 申込開始日は4月1日からとし、受診は予約が取れた日から随時可能となります。

(補助金額及び補助方法)

第5条 補助金額は3万円とします。

2. 補助金は補助代行業者を通じて医療機関に支払います。
3. 受診者は、受診後に医療機関の窓口で補助金額との差額のみを支払います。
4. 補助代行業者が契約している医療機関を利用することを補助の条件とします。
5. 補助代行業務は、株式会社ベネフィット・ワン（以下、代行業者という）に委託します。

(補助対象の健診)

第6条 補助の対象とする健診内容は代行業者指定の基本パッケージ（日本ドック学会が推奨する日帰りドックの基本検査項目）を対象とします。

2. オプションのみの検診は補助対象となりません。
但し、オプションの検診を希望する場合は、第1項にある基本検査項目に付加することにより、自己負担で受診することができます。

付 則

(実施日)

第7条 この規定は、平成29年9月1日より実施します。

(経過措置)

第8条 この制度の発足時に限り、以下のとおりの措置を設けます。

- (1) 満56歳以上のA会員の取り扱い
平成29年8月31日時点のA会員かつ会員期間5年以上の者に、補助金を規定どおり支給します。
- (2) 平成29年度対象者の受診期間は、「別表2」のとおりとなります。
- (3) 本制度の各条項について、令和1年度までは実験期間として位置づけます。令和2年度に向けて長期継続の観点から見直していく場合があります。

(疑義解明)

第9条 この規定の運営において疑義が生じた時は、評議員会の決定によります。

(改正事項)

第10条 この細則は、令和2年2月8日より改正施行します。

〔別表1〕 対象者生年月日

<令和2年度補助対象者>

満年齢	生年月日	申込（予約）期間
35歳	昭和60年2月21日～昭和61年2月20日	令和2年4月1日 ～令和7年3月15日
40歳	昭和55年2月21日～昭和56年2月20日	
45歳	昭和50年2月21日～昭和51年2月20日	
50歳	昭和45年2月21日～昭和46年2月20日	受診期間
55歳	昭和40年2月21日～昭和41年2月20日	予約が取れた日～令和7年3月31日

※令和2年以降は、年度ごとに生年月日を読み替えます。

〔別表2〕 対象者生年月日

<平成29年度補助対象者>

満年齢	生年月日	申込（予約）期間
40歳	昭和52年2月21日～昭和53年2月20日	平成30年4月1日 ～平成31年3月15日
45歳	昭和47年2月21日～昭和48年2月20日	
50歳	昭和42年2月21日～昭和43年2月20日	
55歳	昭和37年2月21日～昭和38年2月20日	受診期間
56歳	昭和36年2月21日～昭和37年2月20日	
57歳	昭和35年2月21日～昭和36年2月20日	
58歳	昭和34年2月21日～昭和35年2月20日	
59歳	昭和33年2月21日～昭和34年2月20日	

財產形成制度規程

財産形成制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、勤労者財産形成促進法（以下、「財形法」という）にもとづく貯蓄の取扱いについて定め、社員が計画的な貯蓄によって、安定した生涯生活の実現に資することを目的とします。

(財形貯蓄の種類)

第2条 貯蓄の種類は次の通りとし、全体を総称して「財形貯蓄」といいます。

- (1) 財産形成貯蓄（以下、「一般財形」という）
 使途自由の貯蓄（多目的貯蓄）で、取扱いは第2章に定めます。
- (2) 財産形成住宅貯蓄（以下、「財形住宅」という）
 住宅取得を目的とした貯蓄で、取扱いは第3章に定めます。
- (3) 財産形成年金貯蓄（以下、「財形年金」という）
 年金受領を目的とした貯蓄で、取扱いは第4章に定めます。

(契約金融機関及び取扱預貯金内容)

第3条 財形貯蓄ができる金融機関及びそれぞれの機関の預貯金内容は次表の通りとします。

契約取扱金融機関	取扱預貯金内容
三井住友信託銀行	スーパー定期 金銭信託
農林中央金庫	スーパー定期
新生銀行	財形定期預金
三菱UFJ銀行 福井銀行 東海労働金庫	期日指定定期預金
野村証券 SMBC日興証券	公社債投資信託
日本生命保険 第一生命保険 明治安田生命保険	積立保険

(加入資格)

第4条 加入資格は、A会員及びB会員とします。

2. 新規の加入については、財形貯蓄の種類に応じて、毎年7月25日現在の年齢により、以下の通りとします。
 - (1) 一般財形については、年齢制限はありません
 - (2) 財形住宅については、満55歳未満であること
 - (3) 財形年金については、30歳以上 満55歳未満であること

(加入申し込み及び加入金融機関の変更)

第5条 財形貯蓄の加入申し込みは、年1回、5月とし、所定の用紙に必要事項を記入し、会社に提出するものとします。

2. 金融機関の選択は、第3条に定める金融機関で、第2条に定める種類ごとに一口座の加入ができます。
3. 第2条に定める一般財形に10年以上加入している場合は、第3条の金融機関の中から

選択し、随時金融機関の変更ができます。

(積立額)

第6条 積立額は、1,000円以上1,000円単位とします。

(積立方法及び積立開始時期)

第7条 積立は、毎月の給与及び年2回のボーナスから天引きで積み立てるものとします。

2. 第1回の積立開始時期は、月例給与については7月の給与からとし、ボーナスについては12月のボーナスからとします。

(申し込み内容の変更)

第8条 変更の手続きは次の通りとし、所定の用紙をもって会社に申し込むものとします。

- (1) 年1回、5月の募集時のみ取り扱うもの
積み立て額の変更
- (2) その都度、提出を必要とするもの
 - ① 届出印鑑の変更
 - ② 住所、氏名等が変わったとき
 - ③ 非課税限度額の変更

(非課税貯蓄の運用)

第9条 財形住宅及び財形年金については、その貯蓄利子について非課税の適用を受けることができます。その条件については、第3章並びに第4章に定めます。

(財産形成給付金)

第10条 会社は、財形貯蓄の奨励援助として、財産形成給付金(以下「財形給付金」という)を信託拠出し、別に定める規程により加入者に給付します。

2. 前項の給付は、次の場合に行います。
 - (1) 拠出した信託預金が満期になったとき(7年ごと)
 - (2) 財形貯蓄を全て解約したとき

(海外駐在勤務者の取扱い)

第7条 財形貯蓄を実施している者が海外駐在勤務を命ぜられた時の財形住宅及び財形年金の取扱いは次の通りとします。但し、一般財形については特別な取扱いはありません。

- (1) 休止扱いとなり積立はできません。
 - (2) 非課税貯蓄の扱いは、7年間に限り継続されます。7年を超えた時は、課税扱いになります。
 - (3) 7年以内に帰国した時は、積み立てを再開できます。
2. 財形住宅及び財形年金加入者については、前項の取扱いを受けるために、また、一般財形加入者については、税務上、地方税の軽減を受けるために、出国及び帰国後2ヵ月以内に所定の手続きをするものとします。

(持家融資規程の適用)

第12条 財形貯蓄を継続して積み立てている者が、本人が居住する住宅を取得する資金を要する時に、別に定める「持家融資規程」の適用を受けることができます。

(財形融資の活用)

第13条 財形貯蓄を1年以上積み立てし、かつ、貯蓄残高が50万円以上ある時は、「勤労者退職金共済機構の財形住宅融資」を活用することができます。

(転職による財形貯蓄の継続の取扱い)

第14条 転職のため退職し、新就職先で財形制度があるときは、財形貯蓄の継続の取扱いができます。この手続きは次の通りとします。

- (1) 退職時に、あらかじめ会社に継続申し込みの手続きを要します。
- (2) 新就職先において、1年以内にその会社を経由して金融機関に継続の手続きを要します。

第2章 一般財形

(貯蓄の目的)

第15条 一般財形は、結婚、出産、子女の教育をはじめ、諸々の生活資金づくりの多目的貯蓄とします。

(積立期間)

第16条 貯蓄の積立期間は特に制限がありません。

(積立の休止、再開)

第17条 やむを得ない事由があるときは、積立を休止することができ、事由が消滅したときは、再開することができます。

2. 積立の休止または再開をするときは、所定の用紙により、その月の5日までに会社に申し込みをするものとします。

(一部払出し)

第18条 貯蓄の払出しを希望するものは、所定の用紙をもって会社に申し込むものとします。

(解約)

第19条 次の各号の一つに該当するときは、定められた時期に所定の用紙により、解約の申し込みをしなければなりません。

- (1) 都合により解約したいとき
その月の5日までに提出
- (2) 身分変更により加入資格を喪失したとき
変更の発令後直ちに提出
- (3) 退職するとき
退職願が受理された後直ちに提出

第3章 財形住宅貯蓄

(貯蓄の目的)

第20条 財形住宅貯蓄は、本人が居住する住宅の取得または増改築の資金づくりを目的とします。

(財形住宅の要件)

第21条 財形住宅貯蓄は、第22条に定める「非課税貯蓄の適用」の要件を満たすものでなければなりません。

(非課税貯蓄の適用)

第22条 財形住宅貯蓄は非課税の取扱いになり、利息には課税されません。
但し、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 5年以上の期間にわたって、定期的に積立をすること
- (2) 住宅の取得及び増改築のため以外に払出しをしないこと
- (3) 貯蓄の限度額は、第4章に定める財形年金の貯蓄額と合算して、元利合計で550万円未満であること
但し、生命保険で積立をする場合の限度額は元金で次の通り
 - ① 財形住宅のみの積立の場合 …………… 元金で550万円
 - ② 財形年金も同時に積み立てている場合 …………… 合算して元金で550万円以内

(非課税貯蓄の特例適用)

第23条 前条の要件以外に、以下の事由においても特例として非課税が適用されます。

- (1) 本人が労働災害補償保険上の重度障害者に該当する場合
- (2) 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- (3) 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が、200万円を超えた場合
- (4) 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当する場合
- (5) 本人が所得税法上の特別障害者に該当する場合
- (6) 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する場合

(非課税貯蓄の要件違反の取扱い)

第24条 前条の要件に違反したときは、その事由により次の通り課税されます。

- (1) 住宅以外の使用のため払い出したときは、5年間遡って20%の税金が徴収されます
- (2) 死亡による解約、2年以上の休止（海外勤務による休止は7年以上、3歳未満の子に係る育児休業等による休止は適用外）、及び限度額オーバーのときは、その時点から20%の課税になります。

(積立期間)

第25条 積立期間は5年以上とします。

(休止及び再開)

第26条 やむを得ない事由により積立が困難なときは、2年未満の期間に限って積立を休止することができます。また、事由が消滅したときは再開できます。

但し、海外駐在勤務のための休止の場合は7年未満とします。また、3歳未満の子に係る育児休業等による休止は適用外とします。

2. 前項の休止及び再開をしようとするときは、所定の用紙をもって、その月の5日までに会社に申し込むものとします。

(住宅に使用するための積立の払出し)

第27条 住宅の取得または増改築のため、積立金の払出しをしようとするときは、所定の用紙に次の書類を添えて会社に提出するものとします。

- (1) 一部払出し
 - ① 売買契約書、工事請負書等、住宅に使用することが証明されるものの他、金融機関が求める書類の添付を要します。
 - ② 払出金の限度額は、預金残高の90%以内とします。
 - ③ 工事完了または住宅取得後1年以内または一部払出し後2年以内のどちらか早い時期に登記簿謄本及び住民票の写しの他、金融機関が求める書類を提出しなければなりません。
- (2) 解約
登記簿謄本及び住民票の写しの他、金融機関が求める書類

(住宅以外の払出し・解約)

第 28 条 解約以外に払出しはできません。

但し、第 23 条に定める特例事由については除きます。

(解約の手続き)

第 29 条 次の各号に該当した時は、それぞれ定められた時期に、所定の用紙をもって会社に解約の申し込みをするものとします。

- (1) 住宅以外のため貯蓄の払出しをしたいとき
その月の 5 日までに提出
- (2) 身分変更により加入資格を喪失したとき
発令後直ちに提出
- (3) 退職（死亡を含む）するとき
退職願が受理された後直ちに提出

第 4 章 財形年金貯蓄

(貯蓄の目的)

第 30 条 財形年金貯蓄は、老後に安定した生活を営むための資金づくりを目的とします。

(財形年金の要件)

第 31 条 財形年金は、次の要件を満たすものでなければなりません。

- (1) 満 60 歳以降に、5 年以上の取扱金融機関が定める期間で年金を受け取ること
- (2) 第 32 条の「非課税貯蓄の要件」に違反しないこと

(非課税貯蓄の適用)

第 32 条 財形年金は非課税の取扱いになり、利息には課税されません。

但し、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 5 年以上の期間にわたって、定期に積み立てをすること
但し、2 年未満の積立の休止及び積立終了後の 5 年以内の据え置きを認める
- (2) 年金の受け取り以外に払い出しをしないこと
- (3) 年金は、満 60 歳以後において、5 年間以上の取扱金融機関が定める期間をもって受け取ること
- (4) 貯蓄の限度額は、財形住宅の貯蓄額と合算して元利合計 550 万円以内であること
但し、生命保険で積立をする場合の限度額は、次の通り
 - ① 財形年金の積立の場合……………元金で 385 万円以内
 - ② 財形住宅も同時積立の場合……………合算して元金で 550 万円以内但し、財形年金の積立が 385 万円を超えることはできない。

(非課税貯蓄の特例適用)

第 33 条 前条の要件以外に、以下の事由においても特例として非課税が適用されます。

- (1) 本人が労働災害補償保険上の重度障害者に該当する場合
- (2) 本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害等による被害を受けた場合
- (3) 本人または生計を一にする親族に対して支払った医療費の年間合計額が、200 万円を超えた場合
- (4) 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当する場合
- (5) 本人が所得税法上の特別障害者に該当する場合
- (6) 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当する場合

(非課税貯蓄の特例適用)

第 34 条 前条の要件に違反したときは、事由により次の通り課税されます。

- (1) 5 年間遡って 20% の課税をされるもの
 - ① 積立開始時から年金受取開始後 5 年未満の期間に解約した時
 - ② 休止が 2 年以上（海外勤務の場合は 7 年以上、3 歳未満の子に係る育児休業等による休止は適用外）にわたったとき
 - ③ 生命保険以外の金融機関で財形年金に加入している人が、積立終了日前 3 年以内に非課税限度額をオーバーしたとき
- (2) その時点から 20% 課税されるもの
 - ① 死亡のため解約したとき
 - ② 年金受け取り開始後 5 年を過ぎて解約したとき
 - ③ 生命保険以外の金融機関で財形年金に加入している人が、非課税限度額をオーバーしたとき

(積立の期間)

第 35 条 積立期間は 5 年以上とします。

但し、生命保険での積立は、据え置き期間を含めて 5 年以上 30 年以内とします。

(積立の休止及び再開)

第 36 条 止むを得ない事由により積立が困難なときは、2 年未満の期間に限って積立を休止することができ、また、事由が消滅したときは再開できます。

但し、海外駐在勤務のための休止は 7 年未満とします。また、3 歳未満の子に係る育児休業等による休止は適用外とします。

2. 前項の休止および再開をしようとするときは、所定の用紙をもって、その月の 5 日までに会社に申し込むものとします。

(据置期間)

第 37 条 積立終了後（満 55 歳以降）貯蓄の据置期間を設けることができます。その期間は積立終了日から 5 年以内とします。

(中途払出しの禁止)

第 38 条 積立開始日から年金受け取り終了まで、中途の一部払出しはできません。

(解約)

第 39 条 次の各号に該当したときは解約しなければなりません。

但し、据置期間のもの、または 55 歳以上の人で直ちに据置期間の手続きをとったときは、そのまま据え置くことができます。

- (1) 社員、嘱託社員の資格を喪失したとき
- (2) 退職するとき
- (3) 休止が 2 年以上におよんだとき

但し、3 歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合で、所定の申告書の提出がある場合はこの限りではありません。

- (4) 海外駐在勤務による休止が 7 年以上に及んだとき
- (5) 中途払い出しをしたいとき
- (6) 死亡したとき
- (7) 非課税貯蓄の限度額をオーバーしたとき

(解約の手続き)

第 40 条 解約の手続きは、次に定められた時期に所定の用紙を以って、会社に提出するものとします。

- (1) 中途払い出しをしたいとき

- その月の5日までに提出
- (2) 休止が2年以上（海外勤務は7年以上）に至ったとき
事態が発生したとき直ちに提出
 - (3) 身分変更により加入資格を喪失したとき
発令後直ちに提出
 - (4) 退職（死亡を含む）するとき
退職願が受理された後直ちに提出

（年金の受取方法）

第41条 年金の受け取りは、満60歳に達した日以降で次の通りとします。

- (1) 受け取り開始日は取扱金融機関との契約で決めた日
- (2) 受取期間は、5年以上で、取扱金融機関との契約で決めた期間
- (3) 受取方法は、取扱金融機関の定める方法の中から選択する

（年金の積立、受取方法等の変更）

第42条 当初の申込みの積立終了日までに限り、次の変更ができるものとします。

- (1) 積立終了日の延長または短縮
- (2) 据え置き期間の設定、取消または変更
- (3) 受取方法の変更

2. 変更申込みは、所定の用紙をもって会社に提出するものとします。

（積立終了及び退職時の届出）

第43条 積立を終了したとき、及び退職時には次の届出をしなければなりません。

- (1) 積立終了日から2ヵ月以内に次の書類を会社に提出するものとします。
 - ① 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書
 - ② 年金振込口座指定届等
- (2) 前号の申込書を提出した者が退職するときは、「財産形成年金貯蓄者退職等申告書」を会社に提出するものとします。

（退職後の手続き）

第44条 退職後に届出事項の変更または解約等をすることは、取扱金融機関に直接手続きをするものとします。

第5章 付 則

（本規程に定めのない事項の取扱）

第45条 この規程に定めのない事項については、取扱金融機関の財形貯蓄に関する取扱規程によるものとします。

（事務取扱部署）

第46条 この規程の事務取扱はユーアイクラブとします。

（疑義解明）

第47条 この規程の運営の運営において疑義が生じたときは、ユニー本社人事担当部長の裁定によります。

(規程の改廃)

第 48 条 この規程の改廃はユニー取締役会で決定します。

(改正事項)

第 49 条 この規程は、昭和 49 年 7 月 10 日から実施します。
この規程は、昭和 52 年 1 月 25 日より改正施行します。
この規程は、昭和 53 年 2 月 21 日より改正施行します。
この規程は、昭和 56 年 3 月 21 日より改正施行します。
この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日より改正施行します。
この規程は、平成 3 年 4 月 21 日より改正施行します。
この規程は、平成 12 年 2 月 21 日より改正施行します。
この規程は、平成 26 年 2 月 21 日より改正施行します。
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日より改正施行します。
この規程は、令和 2 年 11 月 1 日より改正施行します。

財産形成給付金規程

財産形成給付金規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員の財産形成を促進することを目的として、別に定める「財産形成制度規程」による財形貯蓄に加入している従業員に給付金を拠出することを定めるものです。

(適用の範囲)

第2条 この規程の適用を受けられる者は、別に定める「財産形成制度規程」にもとづく「財形貯蓄」の積立を行い、1年間を通じて貯蓄残高等を有している者としてします。但し、給与所得者の扶養控除等申告書を会社に提出していない者は除きます。

(給付金資金の拠出)

第3条 この規程に基づく給付に要する資金は全額会社が拠出します。
2. 拠出は年1回とし、毎年7月31日(以下、「拠出日」という)とします。
3. 拠出対象となる者は、7月25日現在、「財産形成制度規程」に基づく貯蓄口座を有している者(以下、「加入者」という)とします。

(拠出金額)

第4条 拠出金額は7月1日現在において、各人の一般財形及び財形年金・財形住宅の貯蓄残高の合計金額(300万円を超える時は300万円とする)に0.5%を乗じた額とします。

(拠出金の信託)

第5条 会社は、前条の拠出金を信託銀行と財産形成給付金信託契約を締結し、加入者に給付金を支払うために信託します。
2. 会社はユニー株式会社本社人事担当部長を信託管理人として定め、信託契約の適正な運営を期します。

(持分)

第6条 拠出金は、加入者個々にその持分として信託管理します。
2. 拠出金の信託による収益は加入者の持分に応じて分配します。
3. 収益金の分配は第18条の決算日の翌日に行うものとします。
但し、決算日前に給付金が支払われる場合は、その支払日前日までの収益を分配します。

(給付金の種類)

第7条 この規程による給付金(以下、「給付金」という)は次の通りとします。
(1) 満期給付金
(2) 中途支払給付金

(満期給付金の支払要件)

第8条 満期給付金は、次に定める日以降に支払うものとします。
(1) 第1回目
加入者となって(財形再加入は再加入の時)最初の拠出金の払い込まれた日から7年経過したその日とします。現在は7月31日。
(2) 第2回目以降
前回の満期給付金が支払われた日から7年経過した日とします。
現在は7月31日と1月25日(昭和52年1月以前から一般財形を継続している者)があります。
(3) 前号にかかわらず、前回の満期給付金が支払われた日の前日から6ヵ月前の日の間に拠出金が払い込まれた時は、その拠出金が支払われた日から7年を経過

した日とします。

(満期給付金の額)

第9条 前条の満期給付金支払日の6ヵ月前までに払い込まれた拠出金と、その収益分配金の全額とします。

(満期給付金の支払日)

第10条 満期給付金は、第8条に定める日以降に加入者本人の給与口座に振り込みます。

(中途支払給付金の支払要件)

第11条 中途支払給付金は、次に定める理由により、財形貯蓄契約を解約したときに支払うものとします。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき、但し、関係会社への転籍を除く
- (3) 給与所得者の扶養控除等申告書を会社に提出を要しなくなったとき
- (4) 病気、災害、持家取得のため「財形貯蓄」を解約したとき
- (5) その他止むを得ない理由により「財形貯蓄」を解約したとき

(中途支払給付金の額)

第12条 中途支払給付金の支払額は、支払日の前日までの当加入者の持分となっている拠出金及びその収益金の全額を支払います。

(中途支払給付金の支払日)

第13条 中途支払給付金は、当加入者の請求が会社を経由して信託銀行に受理された日より次の通りとします。

- ① 11日から25日の間に受理したとき …… 翌月の10日
 - ② 26日から10日の間に受理したとき …… その月の25日
- 但し、支払日が休日のときは翌営業日とします。

(給付金の請求手続き)

第14条 給付金の支払を受けようとする者は、会社に次の書類を提出するものとします。

- (1) 給付金中途支払請求書
- (2) 死亡による請求のときは、死亡及び遺族の第一順位を証明する書類
- (3) 第11条に定める疾病、災害、持家のための支払請求書は、その理由を証明する書類
- (4) その他会社が必要とする書類

(遺族による請求)

第15条 加入者死亡のため、第14条2項による遺族が請求するときの遺族の範囲及び順位は次の通りとします。

- 第1順位 配偶者
 - 第2順位 子
 - 第3順位 父母
 - 第4順位 孫
 - 第5順位 祖父母または兄弟姉妹
2. 同順位の遺族が2人以上ある場合は、その1人がした請求はその全員のために行ったものとみなし、その1人に対して全額を支払います。

(給付金の支払方法)

第16条 給付金の支払いは、加入者が指定する銀行口座（本人名義に限る）に振り込むものと

します。

(未請求の給付金)

第 17 条 中途支払いの事由が発生したにもかかわらず、請求がなされない中途支払給付金は、第 11 条の定める支払要件が発生したときから 1 ヶ月が経過した時に、信託銀行の財形給付金信託契約から信託銀行の別段預金等に振り替えるものとします。

(決算及び通知)

第 18 条 財形給付金信託契約の決算は、毎年 7 月末日をもって行います。

(権利処分禁止)

第 19 条 給付金の支払いを受ける権利は、これを譲渡または担保に供することはできません。

付 則

(疑義解明)

第 20 条 この規程の運営について疑義が生じた場合は、ユニー株式会社人事担当部長の決定によります。

(規程廃止時の分配)

第 21 条 この規程を廃止したときは、廃止日現在において持分を有している者に、持分に応じて信託財産を分配します。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、ユニー取締役会が決定します。

(契約信託銀行)

第 23 条 第 5 条に定める財産形成給付金信託契約の信託銀行は次の各社とします。

- (1) 三井住友信託銀行株式会社
- (2) 三菱UFJ信託銀行株式会社
- (3) みずほ信託銀行株式会社

(改正事項)

第 24 条 この規程は、昭和 52 年 1 月 25 日から実施します。
この規程は、昭和 61 年 3 月 21 日より改正施行します。
この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日より改正施行します。
この規程は、平成 5 年 8 月 21 日より改正施行します。
この規程は、平成 29 年 10 月 21 日より改正施行します。

持家融資規程

持家融資規程

(目的)

第1条 この規程は、社員の住生活の安定をはかることを目的として、財形住宅融資の促進と会社の利子補給について定めます。

(財形住宅融資資格・限度額)

第2条 勤労者財産形成促進法の定めに基づくものとします。

(利子補給受給資格者)

第3条 利子補給を受けることができる者は、次の各号の条件をすべて満たしている者として、

- (1) 社員であること。
- (2) 満20歳以上で、かつ勤続3年以上であること
- (3) 世帯主であること

(利子補給条件)

第4条 利子補給は、生活の本拠として、本人が居住する住宅の建築、購入、増築または改築にあたり、次の各号の条件を備えている場合を対象とします。

- (1) 独立行政法人住宅金融支援機構のフラット35融資を受けていること
 - (2) 財形住宅融資を受けていること
 - (3) 融資対象が以下の通りであること
 - ① 生活の本拠として、自己が居住する住宅の建築、購入
 - ② 生活の本拠として、自己の居住している住宅の増・改築
 - (4) 過去に利子補給を受けたことがないこと
2. 利子補給期間中に、前項第1号の独立行政法人住宅金融支援機構のフラット35融資を当初の返済予定を超えて、一部または全額を返済したときは、利子補給条件を欠いたものとします。

(利子補給の対象になる融資)

第5条 利子補給の対象となる融資は、財形住宅融資の内、独立行政法人住宅金融支援機構のフラット35融資の融資額以下の部分とします。

(利子補給期間)

第6条 利子補給の期間は、財形住宅融資の第1回返済月から10年間とします。

(利子補給率)

第7条 利子補給率は年率1%とします。

但し、財形住宅融資の利率が年率4%未満の場合は、年率3%との差率を利子補給率とし、利子補給は3%以上の部分について行うこととします。

(利子補給額の算出)

第8条 利子補給額は、対象期間中の各月末の財形融資元金残高に対して、第7条の利率により算出された額とします。

但し、算出基礎とする財形融資元金残高の上限は1,000万円（対象になる住宅が地域手当支給対象地域内の場合は1,500万円）とします。

(利子補給の申請)

第9条 利子補給を希望する者は、融資実行日までに所定の申請書に次の書類を添付して、所属部・店長経由で、所属の人事担当部長に申請するものとします。

- ① 独立行政法人住宅金融支援機構のフラット 35 融資の仮承認通知書の写し
- ② 財形住宅融資の融資決定通知書（予約「変更」通知書）の写し
- ③ 売買契約書または工事請負契約書の写し

（利子補給の決定）

第 10 条 前条の申請に対する利子補給の可否は、該当人事担当部長が決定し、決定通知書をユーアイクラブ経由で申請者に送付するものとします。

（追加資料の提出）

第 11 条 可否承認の決定通知書を受理した申請者は、次の資料を入手、または取得可能になった時点でユーアイクラブに提出するものとします。

- ① 独立行政法人住宅金融支援機構フラット 35 融資返済予定表の写し
 - ② 財形住宅融資返済予定表の写し
 - ③ 住民票の写し
 - ④ 建物の登記簿謄本
2. 利子補給期間中に「財形住宅融資返済予定表」が新たに発行されたときも、その都度、その写しをユーアイクラブに提出するものとします。

（利子補給の実行）

第 12 条 利子補給の実行は、前条の追加資料が提出された月からとします。

この提出の時期が、第 1 回返済月より遅れているときは、第 6 条に定める期間の残余期間とし、遡及しないものとします。

また、利子補給期間中に、新たに発行された財形住宅融資返済予定表の提出が遅れたときも同様とし、遅れた月分の利子補給はカットします。

（支給日及び支給方法）

第 13 条 利子補給の支給日は 3 ヶ月毎とし、次の通りとします。

- ① 3 月 15 日支給（前年の 12 月分、当年の 1 月分、2 月分）
- ② 6 月 15 日支給（3 月分、4 月分、5 月分）
- ③ 9 月 15 日支給（6 月分、7 月分、8 月分）
- ④ 12 月 15 日支給（9 月分、10 月分、11 月分）

但し、各支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日とします。

2. 利子補給の支給は、本人が申請した本人名義の金融機関口座に振り込むものとします。

（通知義務）

第 14 条 利子補給を受けている者は、次に掲げる事由が発生した時は、速やかにユーアイクラブに連絡するものとします。

- ① 退職するとき
- ② 社員でなくなったとき
- ③ 財形住宅融資を全額または一部返済したとき
- ④ 独立行政法人住宅金融支援機構フラット 35 融資を全額または一部返済したとき

（利子補給の打ち切り）

第 15 条 利子補給受給期間中に、次の事態に至ったときは、その事態が発生した月の前月をもって利子補給を打ち切ります。

- ① 退職または雇用変更等により、社員でなくなったとき
- ② 独立行政法人住宅金融支援機構フラット 35 融資の一部または全額を返済したとき

(即時返済)

第 16 条 虚偽の申請または通知義務を怠り、不正に利子補給を受けていたと判明したときは、既に支給した利子補給金の全額、もしくはその一部の即時返済を求めます。

(事務取扱部署)

第 17 条 この規程の運営事務は、ユーアイクラブ事務局で取り扱います。

(疑義解明)

第 18 条 この規程において疑義が生じたときは、ユニー本社人事部長が決定します。

付 則

(経過措置)

第 19 条 改訂前「持家融資規程」の定めにより融資を受けている者、または利子補給を受けている者に対しては、改訂前規程の定めを継続させるものとします。

(改正事項)

第 20 条 この規程は、昭和 50 年 10 月 1 日から実施します。
この規程は、昭和 53 年 2 月 21 日から改正施行します。
この規程は、昭和 57 年 7 月 1 日から改正施行します。
この規程は、昭和 59 年 3 月 1 日から改正施行します。
この規程は、平成元年 10 月 21 日から改正施行します。
この規程は、平成 5 年 8 月 21 日から改正施行します。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行します。

共濟融資制度運營規程

共済融資制度運営規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則に定める共済融資制度について定めたものです。

2. この制度の目的は次のとおりです。

- (1) 不測の事態に要する緊急支出に対して、その資金を融資によって救済し、日常生活の安定をはかる。
- (2) ライフサイクルの中で一時的に多額の支出を要する事態に対して、自己資金の不足の補助援助として融資し、生活の平準化に資する。

(融資資格)

第2条 融資を受けることができる資格は、入社日から6ヵ月以上のA会員及びB会員とします。但し、「不測事態の救済融資」については、入社後1ヵ月以上の試用社員も可とします。

(融資の区分、対象事由及び融資限度額)

第3条 融資の区分、対象事由及び融資限度額は、「別表1」のとおりとします。

(融資金額)

第4条 融資金額は、10万円以上10万円単位で、次の各号の要件をすべて満たす範囲とします。

- (1) 「別表1」に定める融資限度額以内であること。
- (2) 申込の融資事由の所要金額（10万円未満の端数があるときは、端数を10万円単位に四捨五入した額）以内であること。
2. 融資金額の総額は、勤続年数に応じて「別表3」のとおりとします。
3. 新たに発生する場合の「不測事態の救済融資」及び「特例融資」については、その事情により、前項の定めを超えて融資できるものとします。

(融資利率)

第5条 融資利率は独立行政法人住宅金融支援機構の利率を基準とし、マイナス1%に設定します。

但し、2%を下回ることはありません。

2. 融資利率は毎年5月1日現在の状況により見直しを行い、7月25日以降の新規融資分から適用します。
3. 前項の利率改定は、既融資には適用しません。

(返済期間及び返済方法)

第6条 返済期間は融資金額により次のとおりとし、6ヵ月単位の設定とします。

- (1) 融資額が10万円、20万円の時 24ヵ月以内
- (2) 融資額が30万円、40万円の時 36ヵ月以内
- (3) 融資額が50万円～90万円の時 60ヵ月以内
- (4) 融資額が100万円以上の時 120ヵ月以内
2. 返済は元利均等返済とし、月例給与及び年2回（夏・冬）の一時金・ボーナス・賞与から次のいずれかの方法で控除するものとします。
 - (1) 月例給与からの控除
 - (2) 月例給与及び年2回（夏・冬）の一時金・ボーナス・賞与からの控除
3. 返済開始日は、融資月の翌月の25日の給与から控除返済を開始するものとします。
4. 中途返済は、残金全額を一括返済する場合に限り認めます。

(即時返済)

第7条 融資を受けている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、融資残高（元金及び利

息)を即時に完済しなければなりません。

- (1) 退職または死亡したとき
 - (2) 第2条の融資資格を失ったとき
 - (3) 融資金の全額または一部を融資目的以外に使用したとき
 - (4) 提出資料の内容に不備または虚偽の事実があり、融資が不当と認められたとき
2. 前項1号の退会時には、会社への退職届提出時にユーアイクラブに連絡して、融資残高の確認をしなければなりません。

(融資残高の取扱い)

第8条 前条の返済に関し、返済額が融資残高に不足した場合は、その不足額相当分について給与から優先的に返済するものとします。

(融資の申込)

第9条 融資を希望する者は、所定の「共済融資申込書」及び「借用証書」に必要事項を記入のうえ、「別表1」に定める書類を添えて、所属長経由社長宛に提出するものとします。

2. 前項の申込に際し、入社後3年未満の社員は、「借用証書」に連帯保証人を立て、その印鑑証明書を添付しなければなりません。連帯保証人の資格は、原則として生計を異にする配偶者以外の定期収入のある3親等内の親族とします。

(融資の決定)

第10条 融資の可否の決定は、人事担当部長が行います。

2. 前項の決定に当たり、申込内容及び資金状況等によっては、減額決定することがあります。

(申込締切及び融資の実行日)

第11条 融資は月2回行うものとし、申込締切日および実行日は原則として次のとおりとします。

但し、融資実行日が金融機関の休業日に当たる場合は、その直後の金融機関の営業日を融資実行日とします。

- (1) 月末までに申込のものは、翌月の10日
- (2) 15日までに申込のものは、当月の25日

2. 前項にかかわらず、「不測事態の救済融資」及び「特例融資」については、その事情により必要時期に融資できるものとします。

3. 融資の実行は、申込者の給与口座に振り込むものとします。

付 則

(疑義解明)

第12条 この規程の運営において疑義が生じたときは、人事担当部長の裁定によります。

(取扱部署)

第13条 この制度の事務取扱はユーアイクラブとします。

(実施日)

第14条 この規定は、平成28年8月21日より実施します。
この規定は、平成29年10月21日より実施します。
この規定は、令和2年11月1日より実施します。

〔別表1〕 融資区分、融資事由、融資限度額一覧表

融資区分	融資対象事由	融資限度額	必要添付書類
不測事態の救済融資	1. 介護融資 社員または社員の家族が、介護のための費用を要するとき	50万円	介護に要する費用を証明するもの
	2. 交通事故融資 社員または社員の家族が、交通事故により被害を受け、または賠償等のために資金を要するとき	50万円	事故証明書の写し
	3. 葬祭融資 社員が喪主または喪主に準じて行う葬祭の資金を要するとき	50万円	死亡診断書の写し ※喪主に準ずるときは、喪主が高齢者、能力不能者の場合、あるいは葬儀の請求者（請求書）、会葬の礼状の主体者を指す。所属長の一筆（添書）が必要
	4. 療養融資 社員または家族（3親等以内）が、傷病で入院または1ヵ月以上の療養のため資金を要するとき	50万円	医師の診断書の写し入院説明書等 ※1ヵ月以上の療養とは、出勤できず自宅で療養している状態をいう
	5. 災害融資 社員または社員の親が居住する住宅、宅地の災害復旧のための資金を要するとき ① 社員の住居のとき ② 親の住居のとき	100万円 50万円	消防署等の罹災証明書
	6. 特別融資 前各号に類する事由で、所属長が救済を必要と判断し、申請されたもので、人事担当部長が承認したとき	その都度決定	所属長の申請書
ライフサイクル援助融資	1. 結婚融資 社員または社員の子女が結婚貯めの資金を要するとき。但し、融資日から3ヶ月以内に結婚を予定し、式場等が確定していること ① 社員が結婚するための資金 ② 子女が結婚するための資金	100万円 100万円	結婚式場の申込書、仲人の証明等、結婚年月日、式場を証明するもの
	2. 出産融資 社員または配偶者が出産のための資金を要するとき	50万円	母子手帳の写し等、出産を証明するもの
	3. 子女育英融資 社員の子が入学時に支払う諸費用を要するとき ① 大学、短大、高卒後入学の各種学校（予備校を含む）入学 ② 高校、その他各種学校入学 社員の子が授業料の支払いを要するとき ① 大学、短大、高卒後入学の各種学校（予備校を含む）及び高校、その他各種学校の授業料	100万円 50万円 50万円	合格通知の写し、及び入学金等の金額を証明するもの ※申込期限：入学後3ヶ月以内 授業料の請求書等の金額を証明するもの

〔別表1〕 融資区分、融資事由、融資限度額一覧表（続き）

融資区分	融資対象事由	融資限度額	必要添付書類
ライフサイクル援助融資	<p>4. ハウス・リフォーム融資 社員が居住する住宅の建築、購入、増改築、修理、土地の購入資金を要するとき</p> <p>① 住宅及び土地の取得、増改築、修理の資金</p> <p>② その他、住居に付随した庭、塀、車庫等の建設、修理等や、システムキッチン等の工事費用</p>	<p>勤続年数が10年以上の場合 200万円</p> <p>その他は 100万円</p>	<p>売買契約書、抽選通知書、工事請負契約書等の写しで金額を証明するもの 抽選通知書の場合は後から売買契約書の送付が必要 ※セカンドハウス融資はできません</p>
	<p>5. 住宅借入融資 住宅の借入の資金を要するとき</p>	50万円	<p>賃貸契約書等の写しで金額を証明するもの。引越のみの場合は借入できません。但し、住宅借入に伴う引越は可能。賃貸契約書等の写しが必要。</p>
	<p>6. その他ライフサイクル融資</p> <p>① 自己啓発融資 社員または社員の子女が次に該当する事由で資金を要するとき</p> <p>I 通信教育を受けるための諸費用</p> <p>II 各種学校、塾で勉強するための諸費用</p> <p>III その他上記に類する諸費用</p> <p>② 海外旅行融資 社員が会社等の研修のための海外旅行に資金を要するとき</p> <p>③ 歯の治療融資 歯の健康保険適用外の治療のために資金を要するとき</p>	<p>50万円</p> <p>50万円</p> <p>50万円</p>	<p>入学金等の金額を証明するもの</p> <p>旅行スケジュール書等、旅行することを証明するもの</p> <p>診断書または見積書等、治療費用を証明するもの</p>

〔別表2〕 融資利率一覧表

融資区分	融資対象事由	融資利率
ライフサイクル 援助融資	1. 結婚融資	2.0%
	2. 出産融資	2.0%
	3. 子女育英融資	2.0%
	4. ハウス・リフォーム融資	2.0%
	5. 住宅借入融資	2.0%
	6. その他ライフサイクル融資	2.0%
不測事態の 救済融資	1. 介護融資	無利息
	2. 交通事故融資	無利息
	3. 葬祭融資	無利息
	4. 療養融資	無利息
	5. 災害融資	無利息
	① 会員の住居のとき ② 親の住居のとき	2.0%
6. 特別融資	その都度決定	

〔別表3〕 融資限度額

勤続年数	融資金額の総額
20年以上	300万円
10年以上 20年未満	200万円
10年未満	100万円